

別 紙

1 当日の役割

(1) 地区

ごみ拾い等の地域の清掃活動を実施

⇒ 清掃活動終了後、午前9時までに拾い集めたごみを指定した場所へ集積してください。

(2) 市役所

集められたごみを回収

⇒ 午前9時から各区の指定場所を収集業者が巡回してごみを回収します。

2 ごみの集積場所

市によるごみの回収を希望する場合は、別紙にて集積場所の御報告をお願いします。当日は、御報告いただいた指定場所を、回収車両が巡回収集します。

集積場所は可能な限り1箇所でお願いしたいですが、困難な場合等、区の状況に応じて御検討の上、御報告をお願いします。

3 注意事項等

(1) ごみの分別方法について

ア 燃やせるごみはごみ袋にまとめて出してください。(ペットボトル、プラスチック類について、汚れている場合はリサイクル困難なものとして、燃やせるごみとして出していただいて構いません。)

イ カン、ビン及びその他金属類等の燃えないごみは、種類ごとに別々の袋に分別して出してください。

ウ 袋に入らないような粗大ごみ(家具、家電製品等)については、そのまま集積場所に置いてください。公民館や自宅等、一般の粗大ごみについては、通常のごみの搬出方法により処理をお願いします。

※裏面へ続く

(2) 使用するごみ袋について

一斉清掃当日に限り、市指定ごみ袋でなく、どのような袋を使用しても結構です。袋ごとにごみの種類を分別して出してください。

合併前の旧町のごみ袋（15L）の提供が可能ですので、必要な場合は別紙に必要枚数を御記入ください。

旧町ごみ袋は、環境政策課（大仁庁舎）、協働まちづくり課（長岡庁舎）又は市民課韮山支所（韮山農村環境改善センター）で配布します。

(3) 側溝清掃又は草刈り時に発生した土砂や刈草について

ごみと一緒に回収することができないため、別途自己搬出をお願いします。

ごみ袋に入り切らない刈草については、当日の午前中に韮山リサイクルプラザへ、側溝の土砂については建設課所管の処分場への直接搬入をお願いします。

※建設課所管の処分場への搬入を行う場合、別途申請が必要です。

4 その 他

雨天の場合でも、各区の集積場所には市の回収車両が収集に巡回します。
(雨天順延しません。)

雨天時における実施の判断については、各区にてお願いしますが、不明な点等ありましたら御相談ください。